



# 鳥取県公報

平成 27 年 7 月 21 日 (火)  
号外第 80 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (521) (経営支援課) . . . . . 2
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (23) (教育総務課) . . . . . 2

# 告 示

**鳥取県告示第521号**

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成27年7月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が<u>年0.20パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;"><u>年0.20パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超え10年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年を超え13年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.20パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.20パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	略		<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が<u>年0.175パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;"><u>年0.175パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年を超え11年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>11年を超え13年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.175パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.175パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	略	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.20パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.20パーセント</u>																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																				
略																					
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.175パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.175パーセント</u>																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え13年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																				
略																					

# 教 育 委 員 会 告 示

**鳥取県教育委員会告示第23号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成27年7月21日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成27年 7 月 24 日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成26年度教育行政の点検及び評価について
  - (2) その他